

広島県告示第六百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成十九年五月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

広島市

二 事業の種類

鹿ノ道農業集落排水施設建設事業（農業集落排水資源循環統合補助事業）（以下「本件事業」という。）

三 起業地（起業地及び収用する物件）

1 収用の部分

広島県広島市佐伯区湯来町大字白砂字西鹿道下、宇東鹿道下及び字鷹ノ巣山地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三条第三十一号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である広島市は、補助金、起債及び一般財源により財源措置を講じている。また、広島市は、施設の設置及び管理に関する条例を改正する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、広島市が同市佐伯区湯来町鹿ノ道地区（以下「本地区」という。）に、農村地域に適した污水处理施設及び水洗化用水施設の整備を行う事業である。本地区は、公共の水道施設が整備されておらず、各家庭で使用する生活用水は、個人で確保した井戸及び溪流水等に依存している。また、下水道についても整備されていないため、生活雑排水が農業用水路を通し、未処理のまま普通河川鹿道川に流されている。本件事業の施行により、浄化された上水の安定供給が図られ、下水道についても農業用水の水質保全による生産性の向上、集落排水処理水の再利用を行うことによる水資源の有効活用、汚泥の農地還元による有機性資源の有効活用が行われることから、得られる利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業は、起業地内において、広島市市民局文化スポーツ部と協議を行ったところ、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は確認されておらず、工事着手して差し支えない旨の回答を得ている。また、生息する可能性がある希少な動

植物については、現地調査及び既存文献を基に検討を行った結果、起業地内においてそれらの存在を確認することはできなかったことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上から、得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、広島市は、同市佐伯区湯来町において、地勢、施工性及び経済性などの諸条件を考慮し比較検討を行った結果、最も合理的な本件事業の起業地を決定した。

(三) 以上から、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3で述べたように、本地区では、上下水道設備が未整備のため生活用水の供給が不安定で、生活雑排水についても農業用水路に直接流入する状態であることから、都市部に比べ立ち遅れている生活関連施設の整備が求められている。また、広島市が策定した広島農業振興地域整備計画においても、この地区における生活環境施設整備計画をしているなど、本件事業の施行は急務である。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) 以上から、本件事業には収用の手段を講じる公益上の必要性があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

以上により、広島市から申請のあった本件事業について、法第二十条の規定によって、事業の認定をする。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県広島市役所